

## 少年審判決定書の全文公表に関する会長声明

2015年（平成27年）5月1日  
兵庫県弁護士会  
会長 幸 寺 覚

### <声明の趣旨>

当会は、株式会社文藝春秋に対し、同社が発行する雑誌「文藝春秋（平成27年5月号）」において、平成9年に起きた神戸連続児童殺傷事件の少年審判決定書全文を公表したことについて、強く抗議する。

### <声明の理由>

- 平成27年4月10日、株式会社文藝春秋（以下「文藝春秋社」という。）は、同年5月号の雑誌「文藝春秋」（以下「掲載誌」という。）において、元少年の実名等及び被害者の実名については黒塗り等がされているものの、平成9年に起きた神戸連続児童殺傷事件の少年審判決定書の全文を公表した（以下「本件公表」という。）。これに対し、神戸家庭裁判所は、同日、決定書を提供した元裁判官と文藝春秋社に対し、守秘義務に違反するなどとして抗議文を送付した。また、公益社団法人ひょうご被害者支援センターも、同月15日、元裁判官と文藝春秋社に対し、申入書を送付して強く抗議し、掲載誌の回収を求めている。
- 本件公表については、元裁判官による守秘義務違反という司法制度の根幹に関わる重大な問題が指摘されるべきであることはもちろんであるが、当会としては、さらに次の2点において極めて問題があると考えます。
  - 被害者遺族に対し深刻な二次被害を及ぼす危険があること  
本件公表によって、被害者遺族に対し再び好奇の視線が向けられる懸念がある。現に、報道によれば、被害者遺族のうちの一人が「雑誌に掲載されることで、不特定多数の人に興味本位で見られることになり、大変辛い。」旨のコメントをしている。掲載誌の当該記事本文を見ても、被害者遺族の心情に対する配慮をうかがうことができる部分は読み取れない。本件公表により、被害者遺族の名誉・プライバシー権も著しく侵害され、被害者遺族に対し深刻な二次被害を及ぼしている。
  - 元少年のプライバシーを侵害し、その更生を阻害する危険があること  
少年審判が非公開とされ（少年法第22条第2項）、いわゆる推知報道が禁止される（同法第61条）など、法が少年のプライバシーを尊重しているのは、過ちを犯した少年も、いずれは社会に復帰し、社会の一員としての役割を担う事を想定しているからでもある。過ちを犯した少年が、不当な公表やラベリングによって害されることなく、更生への意欲を高めることができれば、おのずと再非行は回避され、新たな被害の発生を防止することもできると考えられているのである。  
この事件については、神戸家庭裁判所が平成9年に決定書の一部を決定要旨として公表しているところ、当時付添人団が決定要旨の一部について「少年の更生を害する」として公表に反対する意見書を提出した経緯がある。決定書の一部の公表にあたっては問題が指摘されていたのであるから、決定書の全文を公表するという事になれば、元少年の更生に対してより深刻な弊害が心配されることである。
- なお、報道の起点となった情報提供の目的について、元裁判官は、少年の匿名性の保護は必要であるとしながらも、なぜ事件を起こしたのかという情報を明らかにする必要があると指摘した、とされている。  
しかし、いかなる理由があるとしても、文藝春秋社は、被害者遺族や裁判所等に対して十分な事前協議をすることなく、唐突に決定書の全文公開に踏み切ったものである。本件公表にかかる決定書全文のうち、相当部分は既に決定要旨として公表済みの内容であるとしても、文藝春秋社の本件公表は、手段の点において明らかに不適切であったと言わざるを得ない。  
もとより、報道の自由は国民の知る権利を実質的に支える重要な権利であり、犯罪報道の持つ意義は軽視されるべきではないが、文藝春秋社は、本件公表によって生じる危険や問題をあまりにも軽視していると言わざるを得ず、当会としては、これを看過できないため、強く抗議するものである。

以上